

## 「市役所・町村役場（戸籍）担当者さま」へ

預金の相続手続を行うにあたり、つぎの書類の銀行提出をお願いしております。

(1) 被相続人様の戸籍（除籍）謄本または戸籍（除籍）全部事項証明書

被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本

被相続人様の死亡がわかる戸籍等

戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いいたします。

現在の戸籍

平成 6 年法務省令第 51 号により戸籍が新しくなっています。転籍等の理由により、貴役所（役場）で出生から死亡までの連続した「戸籍謄本」が揃わない場合は、ご請求者へその旨のご説明および取得方法等のご教示を併せてお願いいたします。

改製原戸籍

平成 6 年法務省令による改正前の戸籍

転籍戸籍

本籍を変更された場合、新しい戸籍ができます。

編成戸籍

その後、ご結婚された場合（または分籍された場合）さらに新しい戸籍になります。

改製戸籍

昭和 32 年法務省令により全て戸籍が新しくなっています。

改製原戸籍

昭和 32 年法務省令第 27 号による改正前の戸籍

分家前戸籍

故人が出生後に、故人の父親が分家している場合は祖父が前戸主になっている謄本

(2) 各相続人の「戸籍謄本等」

被相続人様の「戸籍謄本等」により、相続人様全員を確認できない場合、各相続人の「戸籍謄本等」が必要となります。

婚姻や養子縁組等により、相続人が被相続人の戸籍から除籍されている場合。

相続人が被相続人の戸籍から除籍された後、死亡または相続権を喪失されている場合。

被相続人にご子孫がいらっしゃらない場合は、被相続人のご父母やご祖父母、ご兄弟姉妹等の「戸籍謄本等」が必要となります。